10　構造等に関する基準

1　概要

（1）対象となる施設

有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設（P. 20）

（2）法律体系

基準の区分	法令
構造基準（P. 46～52）	水濁法施行規則第８条の３～６
使用の方法の基準（P. 53）	水濁法施行規則第８条の７
点検結果の記録・保存（P. 53）	水濁法施行規則第９条の２の３

（3）基準適用箇所の施設区分概念図

（事業場全体の例）

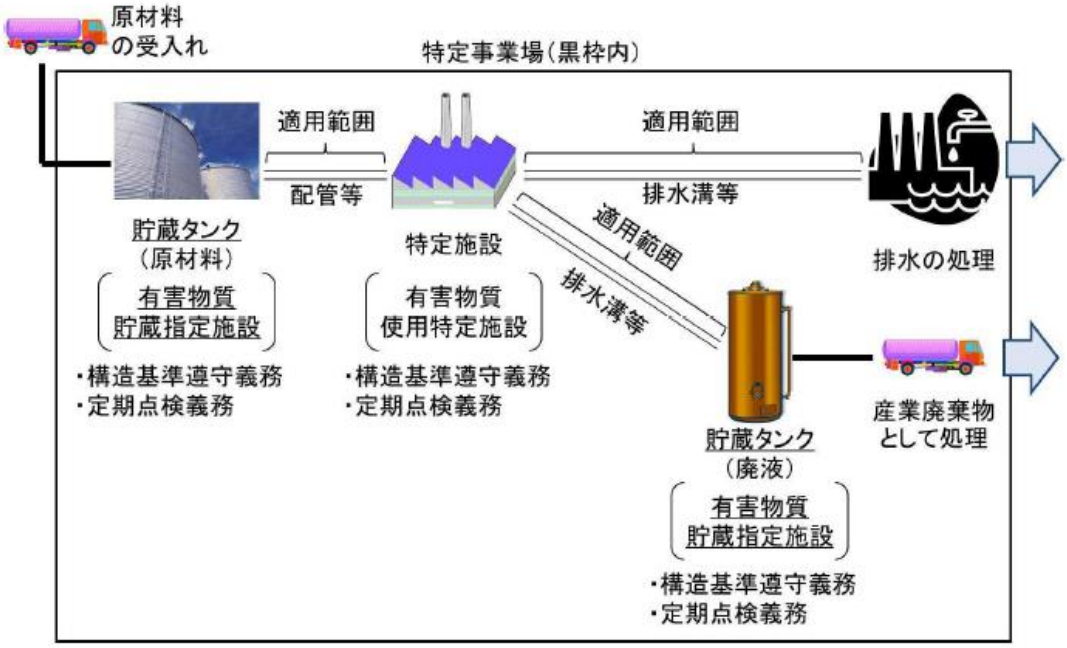

（施設付近の例）

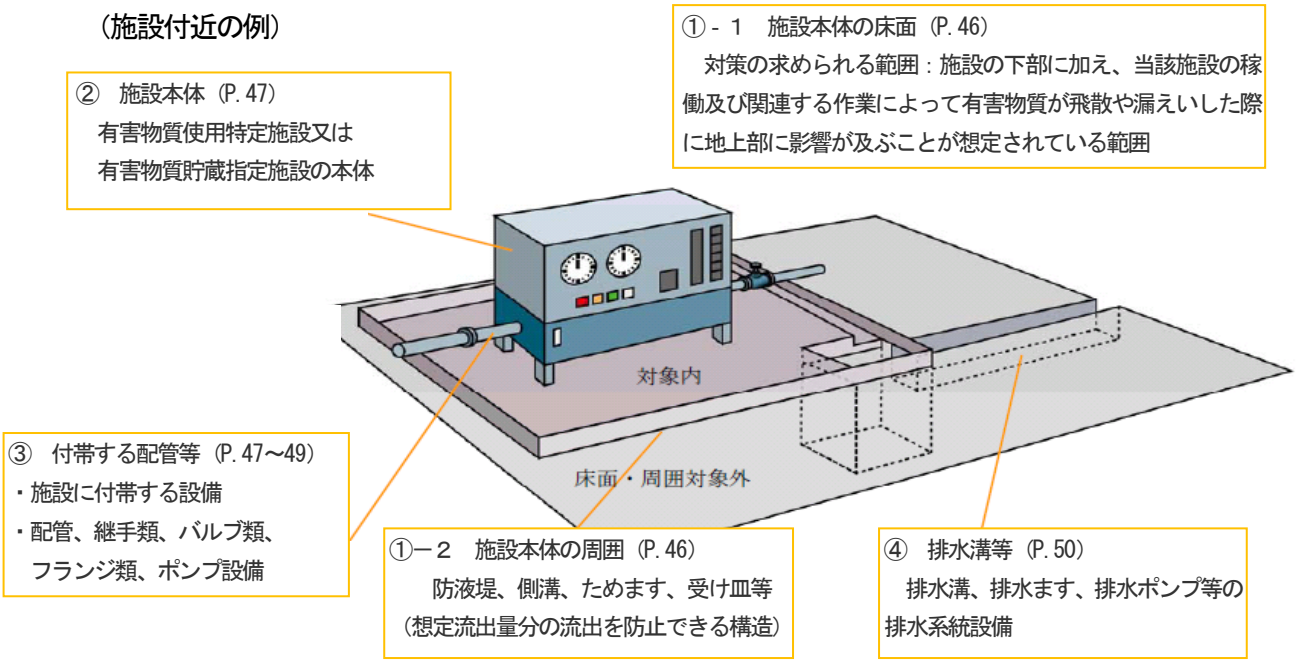

２　施設区分ごとの構造基準

※基準の区分

Ａ基準：平成24年６月１日以降に設置（着工も含む）した対象施設
Ｂ基準：平成24年５月31日までに設置（着工も含む）した対象施設

（１）「施設本体の床面及び周囲」の基準

ア　Ａ基準

<table>
<tr><th>構造及び設備の基準</th><th>定期点検の方法</th></tr>
<tr><td>次の①、②のいずれかに適合すること</td><td></td></tr>
<tr><td>① 次のいずれにも適合すること。
(1) 床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造とすること。
(2) 有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。
(3) 周囲は、有害物質を含む水の施設の外への流出を防止するため、防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置（以下「防液堤等」という。）が設置されていること。（防液堤等は、想定される流出量分の有害物質を含む水の流出を防止できる容量を確保すること。）</td><td>①の基準に係る点検
<table><tr><td>㋐</td><td>床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無</td><td>１年に１回以上</td></tr><tr><td>㋑</td><td>防液堤等のひび割れその他の異常の有無</td><td>１年に１回以上</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>② ①と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</td><td>②の基準に係る点検
<table><tr><td>措置に応じた点検事項</td><td>点検事項に応じた頻度</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>③ ただし、施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを床の下から目視により容易に確認できるものである場合には、上記①、②は適用しない。</td><td>③の基準に係る点検
<table><tr><td>床の下への有害物質を含む水の漏えいの有無</td><td>１月に１回以上</td></tr></table></td></tr>
</table>

イ　Ｂ基準（既設のみ）

<table>
<tr><th>構造及び設備の基準</th><th>定期点検の方法</th></tr>
<tr><td>① 施設本体が床面に接して設置され、かつ、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面が「床面及び周囲の構造及び設備の基準（Ａ基準）」①(1)、(2)に適合しない場合
… 次の基準の「(1)及び(2)」又は「(1)及び(3)」の組み合わせのいずれかに適合すること。
(1) 施設本体の下部以外の床面及び周囲について、「床面及び周囲の構造及び設備の基準（Ａ基準）」に適合すること。
(2) 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を確認するため、漏えい等を検知するための装置を適切に配置すること。
(3) (2)と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</td><td>①の基準、②の基準　共通
<table><tr><td>㋐</td><td>床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無</td><td>１年に１回以上</td></tr><tr><td>㋑</td><td>防液堤等のひび割れその他の異常の有無</td><td>１年に１回以上</td></tr><tr><td>㋒</td><td>施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無</td><td>１年に１回以上</td></tr><tr><td>㋓</td><td>施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td><td>１月に１回以上</td></tr></table>※　㋓について、目視又は漏えい等を検知するための装置の適切な配置以外の方法による施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無の点検を行う場合は、当該方法に応じ、適切な回数で行うこと。</td></tr>
<tr><td>② 施設本体が、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるよう床面から離して設置されている場合であって、施設本体の下部の床面が「床面及び周囲の構造及び設備の基準（Ａ基準）」①(1)、(2)に適合しない場合
… 施設本体の下部以外の床面及び周囲について、「床面及び周囲の構造及び設備の基準（Ａ基準）」に適合すること。</td><td></td></tr>
</table>

（2）「施設本体（地下貯蔵施設を除く。）」の基準

A基準・B基準共通

<table>
<tr><th>構造及び設備の基準</th><th>定期点検の方法</th></tr>
<tr><td>※　規定なし（右欄の定期点検を実施すること。）</td><td>
<table>
<tr><td>㋐</td><td>施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無</td><td>１年に１回以上</td></tr>
<tr><td>㋑</td><td>施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td><td>１年に１回以上</td></tr>
</table>
※　『「床面及び周囲」の点検（B基準）』において、別途本体に係る点検基準の規定あり。</td></tr>
</table>

（3）「付帯する配管等（地上に設置する場合）」の基準

※「配管等」＝ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。）。

ア　A基準

<table>
<tr><th>構造及び設備の基準</th><th>定期点検の方法</th></tr>
<tr><td>次の①、②のいずれかに適合すること</td><td rowspan="3">①の基準、②の基準　共通
<table>
<tr><td>㋐</td><td>配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無</td><td>１年に１回以上</td></tr>
<tr><td>㋑</td><td>配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td><td>１年に１回以上</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>① 次のいずれにも適合すること。
(1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。
(2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。
(3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。（ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのない場合は、この限りでない。）</td></tr>
<tr><td>② 有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること。</td></tr>
</table>

イ　B基準（既設のみ）

<table>
<tr><th>構造及び設備の基準</th><th>定期点検の方法</th></tr>
<tr><td>有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるように設置されていること。</td><td>
<table>
<tr><td>㋐</td><td>配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無</td><td>６月に１回以上</td></tr>
<tr><td>㋑</td><td>配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td><td>６月に１回以上</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

（4）「付帯する配管等（地下に設置する場合）」の基準

ア　A基準

<table>
<tr><th>構造及び設備の基準</th><th>定期点検の方法</th></tr>
<tr><td>次の①、②、「②及び③」、④のいずれかに適合すること</td><td></td></tr>
<tr><td>① 「トレンチ（細長い溝）内に設置」する場合は、次のいずれにも適合すること。
(1) トレンチの中に設置すること。（配管等からの有害物質を含む水の漏えいを確認できる構造であること。）
(2) トレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料によること。
(3) トレンチの底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。</td><td>①の基準に係る点検
<table><tr><td>㋐</td><td>配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無</td><td>１年に１回以上</td></tr><tr><td>㋑</td><td>配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td><td>１年に１回以上</td></tr><tr><td>㋒</td><td>トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無</td><td>１年に１回以上</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>② 「地下に埋設」するなど、①以外の場合は、次のいずれにも適合すること。
(1) 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。
(2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。
(3) 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。（ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのない場合は、この限りでない。）

③ 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置の適切に配置することその他の漏えい等を確認できる措置を講じること。</td><td>②の基準に係る点検（「②及び③の基準」に適合する場合を除く。）
… 次の㋐、㋑のいずれかの方法により行うこと。
<table><tr><td>㋐</td><td>配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td><td>１年に１回以上</td></tr><tr><td>㋑</td><td>㋐と同等以上の効果を有する方法による点検</td><td>点検方法に応じた頻度</td></tr></table>
「②及び③の基準」に適合する場合に係る点検
… 次の「㋐及び㋒」、「㋑及び㋒」のいずれかの点検の組み合わせにより行うこと。
<table><tr><td>㋐</td><td>配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td><td>３年に１回以上</td></tr><tr><td>㋑</td><td>㋐と同等以上の効果を有する方法による点検</td><td>点検方法に応じた頻度</td></tr><tr><td>㋒</td><td>地下配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td><td>１月に１回以上</td></tr></table>※ ㋒について、有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合には３月に１回以上。</td></tr>
<tr><td>④ ①、②又は「②及び③」のいずれかと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</td><td>④の基準に係る点検
<table><tr><td>措置に応じた点検事項</td><td>点検事項に応じた頻度</td></tr></table></td></tr>
</table>

※ 消防法第 11 条第５項に規定する完成検査を受けた日から 15 年を超えない地下埋設配管に関する点検は、次の㋐又は㋑に掲げる項目及び頻度で行うことができる。

㋐	配管等の内部の気体の圧力の変動又は配管等の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の配管等からの漏えいの点検	３年に１回以上
㋑	㋐と同等以上の効果を有する方法による点検	点検方法に応じた頻度

イ　Ｂ基準（既設のみ）

<table>
<tr><th>構造及び設備の基準</th><th>定期点検の方法</th></tr>
<tr><td>次の①、②、③のいずれかに適合すること</td><td></td></tr>
<tr><td>① トレンチの中に設置していること。（漏えいを確認できる構造となっていること）</td><td>①の基準に係る点検
<table>
<tr><td>㋐</td><td>配管等の亀裂、損傷等の異常の有無</td><td>６月に１回以上</td></tr>
<tr><td>㋑</td><td>配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td><td>６月に１回以上</td></tr>
<tr><td>㋒</td><td>トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無</td><td>６月に１回以上</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>② 地下埋設など①以外の場合で、配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。</td><td>②の基準に係る点検
<table>
<tr><td>配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無</td><td>１月に１回以上</td></tr>
</table>
※　有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合には、３月に１回以上。</td></tr>
<tr><td>③ ①又は②と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</td><td>③の基準に係る点検
<table>
<tr><td>措置に応じた点検事項</td><td>点検事項に応じた頻度</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

（5）「排水溝等」の基準

※　「排水溝等」＝ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水設備。（有害物質を含む水が通る部分に限る。）

ア　A基準

<table>
<tr><th>構造及び設備の基準</th><th>定期点検の方法</th></tr>
<tr><td>次の①、「①及び②」、③のいずれかに適合すること</td><td></td></tr>
<tr><td>① 次のいずれにも適合すること。
(1) 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。
(2) 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。
(3) 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。

② 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置を講じること。</td><td>①の基準に係る点検（「①及び②の基準」に適合する場合を除く。）
<table><tr><td>①</td><td>排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無</td><td>１年に１回以上</td></tr></table>
「①及び②の基準」に適合する場合に係る点検
<table><tr><td>①</td><td>排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無</td><td>３年に１回以上</td></tr><tr><td>②</td><td>排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無</td><td>１月に１回以上</td></tr></table>※　②について、有害物質の濃度の測定により地下浸透の有無の点検を行う場合には３月に１回以上。</td></tr>
<tr><td>③ ①又は「①及び②」のいずれかと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</td><td>③の基準に係る点検
<table><tr><td>①</td><td>措置に応じた点検事項</td><td>点検事項に応じた頻度</td></tr></table></td></tr>
</table>

イ　B基準（既設のみ）

<table>
<tr><th>構造及び設備の基準</th><th>定期点検の方法</th></tr>
<tr><td>次の①、②のいずれかに適合すること</td><td></td></tr>
<tr><td>① 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること。</td><td>①の基準に係る点検
<table><tr><td>①</td><td>排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無</td><td>６月に１回以上</td></tr><tr><td>②</td><td>排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無</td><td>１月に１回以上</td></tr></table>※　②について、有害物質の濃度の測定により地下への浸透の有無の点検を行う場合には、３月に１回以上。</td></tr>
<tr><td>② ①と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</td><td>②の基準に係る点検
<table><tr><td>①</td><td>措置に応じた点検事項</td><td>点検事項に応じた頻度</td></tr></table></td></tr>
</table>

（6）「地下貯蔵施設」の基準

ア　A基準

<table>
<tr><th>構造及び設備の基準</th><th>定期点検の方法</th></tr>
<tr><td>地下貯蔵施設（有害物質貯蔵指定施設のうち、地下に設置されているもの）は、次の①、「①及び②」、③のいずれかに適合すること</td><td></td></tr>
<tr><td>① 次のいずれにも適合すること。
(1) 本体は、タンク室内に設置されていること、二重殻構造であることその他の有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること。
(2) 地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。（ただし、地下貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれが場合は、この限りでない。）
(3) 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設けることその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置を講ずること。

② 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置若しくは地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置を講じること。</td><td>①の基準に適合する場合に係る点検（「①及び②の基準」に適合する場合を除く。）
… 次の①、②のいずれかの方法により行うこと。
<table>
<tr><td>①</td><td>地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td><td>１年に１回以上</td></tr>
<tr><td>②</td><td>①と同等以上の効果を有する方法による点検</td><td>点検方法に応じた頻度</td></tr>
</table>
「①及び②の基準」に適合する場合に係る点検
… 次の「①及び③」、「②及び③」のいずれかの点検の組み合わせにより行うこと。
<table>
<tr><td>①</td><td>地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td><td>３年に１回以上</td></tr>
<tr><td>②</td><td>①と同等以上の効果を有する方法による点検</td><td>点検方法に応じた頻度</td></tr>
<tr><td>③</td><td>地下貯蔵施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td><td>１月に１回以上</td></tr>
</table>
※　③について、有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合には３月に１回以上。</td></tr>
<tr><td>③ ①又は「①及び②」のいずれかと同等以上の効果を有する措置を講ずること。</td><td>③の基準に係る点検
<table>
<tr><td>①</td><td>措置に応じた点検事項</td><td>点検事項に応じた頻度</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

※　消防法第 11 条第５項に規定する完成検査を受けた日から 15 年を超えない地下貯蔵タンク又は二重殻タンクに関する点検は、次の①又は②に掲げる項目及び頻度で行うことができる。

①	配管等の内部の気体の圧力の変動又は配管等の内部の水の水位の変動の確認による有害物質を含む水の配管等からの漏えいの点検	３年に１回以上
②	①と同等以上の効果を有する方法による点検	点検方法に応じた頻度

※　地下貯蔵施設に付帯する配管等は、「３配管等（地上配管等）」又は「４配管等（地下に設置する場合）」によること。

イ　Ｂ基準（既設のみ）

<table>
<tr><th>構造及び設備の基準</th><th>定期点検の方法</th></tr>
<tr><td>次の①、②、③のいずれかに適合すること</td><td></td></tr>
<tr><td>① 次のいずれにも適合すること。
(1) 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設けることその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。
(2) 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置することその他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。</td><td>①の基準に係る点検<table><tr><td>①</td><td>地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td><td>１月に１回以上</td></tr></table>※　有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合には、３月に１回以上。</td></tr>
<tr><td>② 次のいずれにも適合すること。
(1) 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設けることその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること。
(2) 有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること。</td><td>②の基準に係る点検
… 次の①、②のいずれかの方法により行うこと。<table><tr><td>①</td><td>地下貯蔵施設の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認による地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等の有無</td><td>１年に１回以上</td></tr><tr><td>②</td><td>①と同等以上の効果を有する方法による点検</td><td>点検方法に応じた頻度</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>③ ①又は②と同等以上の効果を有する措置を講ずること。</td><td>③の基準に係る点検<table><tr><td>①</td><td>措置に応じた点検事項</td><td>点検事項に応じた頻度</td></tr></table></td></tr>
</table>

※　地下貯蔵施設に付帯する配管等は、「３配管等（地上配管等）」又は「４配管等（地下に設置する場合）」によること。

（7）「使用の方法」の基準

Ａ基準・Ｂ基準　共通

<table>
<tr><th>使用方法の基準</th><th>定期点検の方法</th></tr>
<tr><td>次の①及び②に適合すること</td><td></td></tr>
<tr><td>① 有害物質使用特定施設等の使用の方法（作業及び運転等）は、次の方法で行うこと。
⑴ 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。
⑵ 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。
⑶ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。
② 使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた「管理要領」が明確に定められていること。</td><td>「①及び②の基準」に係る点検
<table><tr><td>管理要領からの逸脱の有無及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出又は地下への浸透の有無</td><td>１年に１回以上、使用の方法に関する管理要領に基づき設定</td></tr></table></td></tr>
</table>

３　点検結果の記録・保存

（１）　点検により異常等が認められた場合

点検により、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る異常若しくは有害物質を含む水の漏えい等（以下「異常等」という。）が認められた場合には、直ちに補修その他の必要な措置を講ずること。

（２）点検結果の記録

点検結果の記録においては、次に掲げる事項を記録すること。

①点検を行った有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設

②点検年月日

③点検の方法及び結果

④点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名

⑤点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

（３）点検結果記録の保存

点検結果の記録は、点検の日から３年間保存すること。

（４）点検時以外において異常等を確認した場合

規定による点検以外において、有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に係る異常等が確認された場合には、次に掲げる事項を記録し、これを３年間保存するよう努めること。

①異常等が確認された有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設

②異常等を確認した年月日

③異常等の内容

④異常等を確認した者の氏名

⑤補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

４　土壌汚染対策法（土対法）と構造基準との関係

（➢改正土対法施行規則（平成31年４月１日施行）第３条の２）

平成24年６月以降に設置された有害物質使用特定施設において、上記の構造基準に適合し、点検記録の確認により、有害物質等が地下に浸透していないことが確認できる場合、当該施設の防液堤等の地下浸透防止措置が図られた場所を「汚染のおそれがないと認められる土地」に分類することができる。